

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年7月1日

北九州市総務市民局安全・安心推進課

1 当該公募の趣旨

本業務は、「北九州市客引き行為等の適正化に関する条例」に定める「客引き行為等禁止区域」の指定を検討する地区（紺屋町）に滞留する客引き等行為者の現況を確認する業務であり、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積もり合わせを実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

客引き行為者等人数調査業務

(2) 業務内容

客引き行為等に係る実態把握調査

ア 調査の概要

北九州市が指定した日時及び場所における飲食店等（居酒屋、カラオケ店、接待飲食・性風俗等を始めとする店舗等をいう。以下同じ。）の客引き行為者数調査を目視により行う。調査に当たっては、北九州市が指定した地点ごとの客引き行為者数を別途指定する区分ごとに記録することとする。

イ 調査地点

小倉北区紺屋町路上（4地点）

ウ 調査対象

（ア）飲食店（居酒屋・カラオケ店・一般飲食店）、客引き専門業者、風俗店（接待飲食・性風俗キャバクラ・ホスト・ヘルス・ソープなど）、その他の業種の客引き行為等を行っていると思われる者の人数

（イ）調査時点における交差点内の人数（客引き行為者を除く）

エ 記録方法

4 地点の交差点を中心に 20 時から 1 時間間隔で 6 回記録する。交差点と交差点の間については、中間地点で区分し、交付する様式に数値を書き込む。

客引き行為等を行っているか判断ができない場合は、カウントしない。

(3) 履行期間

~~令和 7 年 7 月 18 日～令和 7 年 8 月 15 日（金）毎週金曜日（計 5 日）~~

令和 7 年 7 月 25 日（金）～令和 7 年 8 月 22 日（金）毎週金曜日（計 5 日）

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「B」又は「C」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 「北九州市客引き行為等の適正化に関する条例」の趣旨を十分に理解していること。

イ 深夜の小倉北区繁華街の人流、飲食店等営業関係者の滞留状況や勢力分布などを熟知し、効率的かつ安全に業務を遂行できる能力を有すること。

ウ 夜間の繁華街で注意すべき行動等を理解しており、トラブルを事前に回避する行動を選択できること。

エ 客引き等行為者の風貌や動向の特徴についての知識を有し、直接的に問答せずとも行為者と判断する能力を有すること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市総務市民局安全・安心推進課

電話番号 093-582-2911 FAX 番号 093-582-3889

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年7月1日から令和7年7月15日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時15分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこ
ととなった当該業務委託の見積もり合わせを中止する場合がある。